

令和5年5月10日

保護者のみなさま

茨木市教育委員会

令和5年5月8日以降の
市立小中学校での新型コロナウイルス感染症対策について

日頃は、本市の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、2類相当から5類感染症へ移行したことに伴い、感染拡大の防止と教育活動の継続の観点から、下記のとおり対応することをお知らせいたします。対応に変更が生じた場合は、改めてご連絡いたします。
本対応へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 児童生徒の感染が判明した場合の取扱い

学校へは登校せずに、「有症状か無症状か」「最終登校日はいつか」等を連絡ください。
(連絡受付:平日午前8時15分から午後5時まで)

<出席停止期間>

○有症状の場合

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快※した後1日を経過するまで

※「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること

○無症状の場合

検体を採取した日から5日を経過するまで

※ 発症日、症状軽快日、検体採取日は
0日目とカウントします。

- ※ 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- ※ 濃厚接触者を特定することはありません。

2 児童生徒に、発熱やのどの痛み、咳等の普段と異なる症状がある場合の取扱い

各ご家庭におかれましては、引き続き、毎日の健康観察を行っていただくとともに、児童生徒に発熱やのどの痛み、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養させていただきますようお願いいたします。状況により、出席停止となる場合があります。

学校へは「どのような症状があるか」「同居家族等の陽性者の有無」等を連絡ください。

3 臨時休業の取扱い

文部科学省「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン(令和5年5月改定版)」及び大阪府教育庁「5類感染症への移行後の府立学校における教育活動等について」に基づき、以下の基準で臨時休業を行います。

(1) 学級閉鎖

- ① 学級において、新型コロナウイルス感染症や類似症状による者※の欠席率が15%に達した場合（ただし、インフルエンザの陽性者等による欠席者を除く）

※「類似症状による者」…発熱やのどの痛み、咳等の普段と異なる症状がある者

- ② その他、教育委員会等で必要と判断した場合

⇒ 当該学級を原則3日間学級閉鎖とする

(2) 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

⇒ 当該学年を原則3日間学年閉鎖とする

(3) 学校全体の臨時休業

複数の学年を閉鎖し、かつ学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

⇒ 当該学校を原則3日間臨時休業とする

<茨木市医師会からのお願い>

医療機関へは、感染症の可能性を事前連絡した上で、各医療機関の指示に従って受診してください。

また、以下の点にご協力ください。

- ・ 検査の有無は医師の判断に委ねる
- ・ 医療機関へ出向く際はマスクを着用する